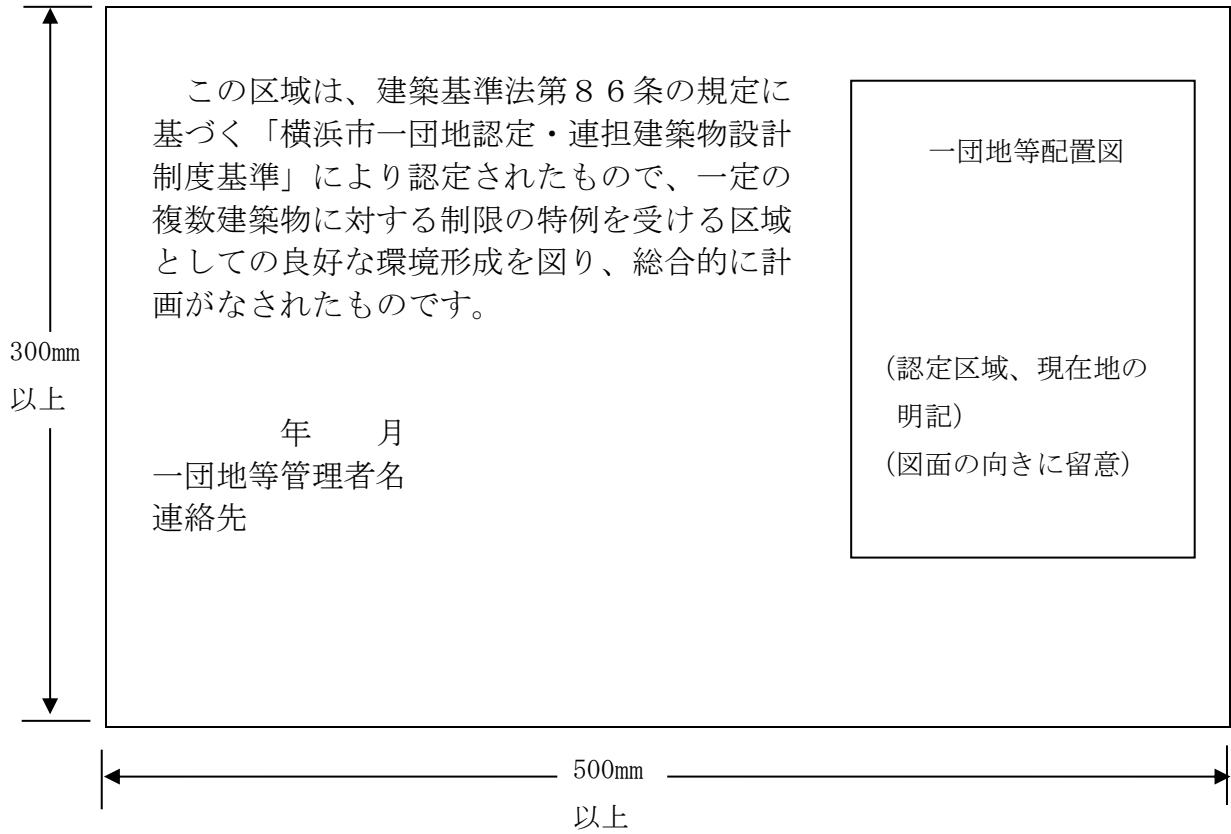


表示板

※表示板をサイズ、設置位置、表示内容について、事前に協議を行ってください。

① アメニティースペースを設けていない場合



② アメニティースペースを設けている場合

この区域は、建築基準法第86条の規定に基づく「横浜市一団地認定・連担建築物設計制度基準」により認定されたもので、一定の複数建築物に対する制限の特例を受ける区域としての良好な環境形成を図り、総合的に計画がなされたものです。

また、アメニティースペースは認定条件として設置されたもので、どなたでも日常自由に通行又は利用できるものです。

年 月
一団地等管理者名
連絡先

一団地等配置図
(認定区域、現在地、アメニティースペースの明記)
(図面の向きに留意)

■ アメニティースペース

300mm
以上

500mm
以上